

動物由来感染症に対する対策の強化について（意見）

（「輸入動物対策」と「国内の感染源動物対策」）

平成 16 年 6 月 4 日

厚生科学審議会感染症分科会

感染症法の改正に基づき新たに創設される動物の輸入届出制度

については、動物由来感染症ワーキンググループでの検討を踏まえ、対象は「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目の死体」とし、届出事項及び衛生証明書の内容は、げっ歯目について管理された施設において繁殖されたものであることを確認事項とする等、ワーキンググループ検討報告を参考に定めるべきである。なお、現在地域を限定して輸入が認められているサルについては、今後ペット用の輸入は認めないこととし、輸入されるサルは現行のエボラ出血熱等の検疫に加え、細菌性赤痢等に感染していない旨の証明書を求めるべきである。

さらに感染症法改正により 4 類感染症が獣医師等の届出対象に追加されたこと等を踏まえ、エキノコックス症対策、ウエストナイル熱対策等の推進を図るために、獣医師の届出対象疾病の追加を行う等、感染源動物の発生動向調査体制の整備を図るべきである。また海外から、我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性の高い空海港地域においても、侵入動物対策の推進を図るべきである。

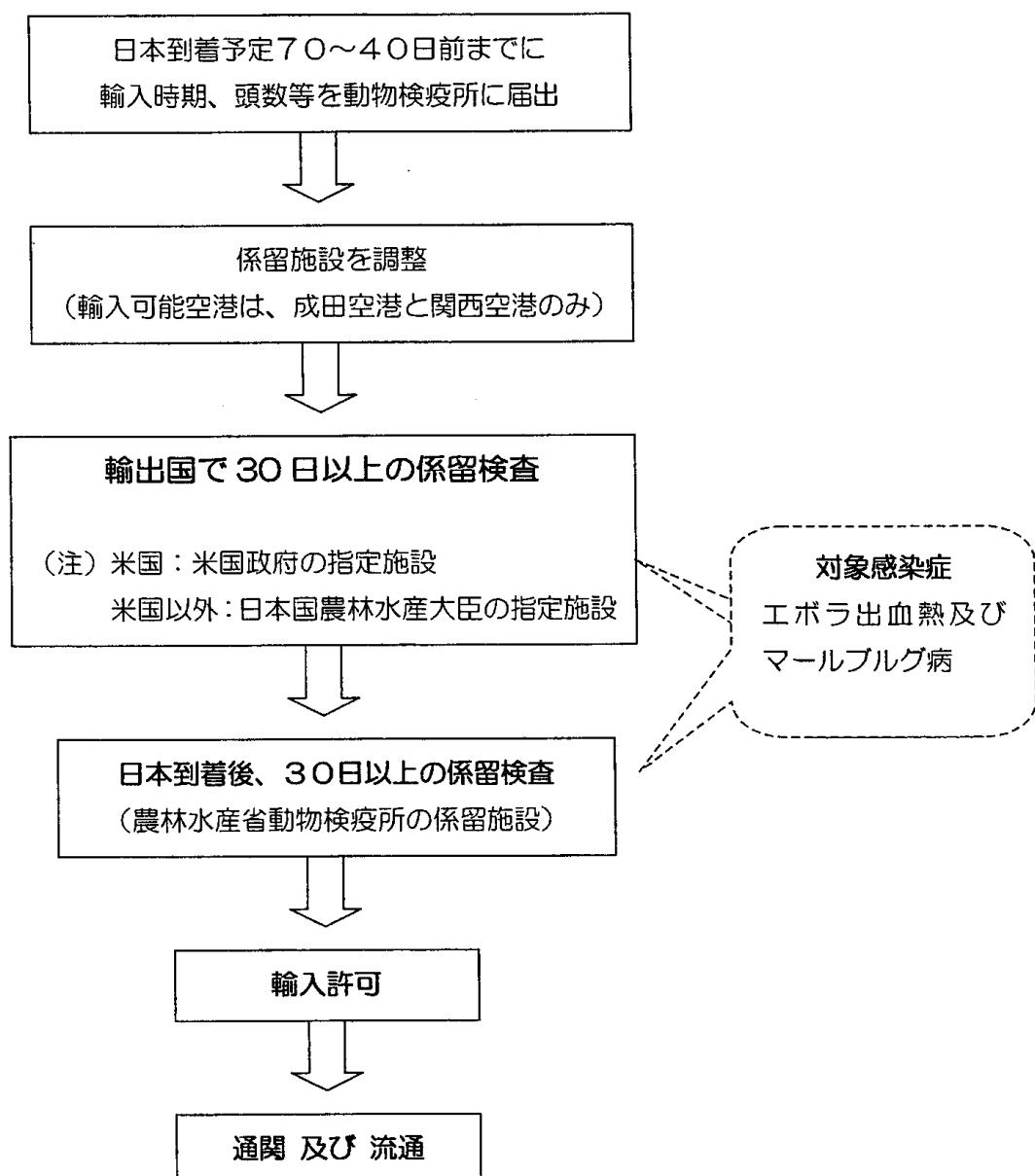
日本のサルの輸入検疫制度の概要

○ 前 提

感染症法に基づき、エボラ出血熱及びマールブルグ病の日本への侵入を防ぐため、サルは原則、輸入禁止。一方、エボラ出血熱やマールブルグ病の非発生地域で、サーベイランス体制が整備されている一部の国（※）からは、検疫を経た上で、輸入することが可能。

（※）輸入可能国：アメリカ合衆国、中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、スリナム共和国、ガイアナ協同共和国

○ 具体的な手続きの流れ



(仮訳)

2.10.1.

靈長類から感染する可能性のあるズーノーシス

2.10.1.1. 序論

靈長類は2亜目12科からなり、約180種がここに属している。ツパイ科(以前は靈長類に属すると考えられていた)は本勧告においては対象とされていない。

靈長類は全種が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)」附属書IまたはIIに掲載されており、国際的移動に際してはCITESが要求する輸出許可書または証明書を取得していることが必要である。

輸入されるほとんどの靈長類は研究、教育または繁殖を目的としたものである。

靈長類の輸入および保管においては、公衆衛生と安全の確保が、重要な第一の論点となる。これは特に人間と動物個体、その体液、糞便及び組織が緊密に接触する機会が多い場合にあてはある。リスクを最小限にするためには、職員の訓練が行き届いていることと、個人に適用される厳しい衛生基準を各人が遵守することが要求される。

ズーノーシスの病原体を保有しているリスクは、その種の分類学的位置および原産地域と関連がある。リスクは原猿、マーモセット、タマリン、次いでその他の広鼻猿類のサル(新世界ザル)、旧世界ザル、そして類人猿の順に増大すると考えられる。また、野生捕獲された靈長類は、範囲が明確に限定された環境で、獣医学的管理のもとに、自由に移動することなく繁殖育成された動物よりもズーノーシスの病原体を保有しているリスクがより高い。供給者および輸出国政府機関が提供しうる、野生捕獲された靈長類の健康に関する情報は、多くの場合非常に限定的なものにすぎない。

本章で言及されているほとんどの疾病はリストAまたはリストBには記載されていない。したがってOIEの疾病報告体制の範囲からすると、通常はこれらの疾病についてのOIEへの報告は要求されていない。しかしながら、例外的な疫学的事件が発生した場合、これについての報告が要求されていることに変わりはない。

診断基準は「マニュアル」に掲載されている(検討中)。

2.10.1.2. 一般的勧告

輸出国政府機関は、CITES の定める有効な関係書類の提示がある場合に限り、国際獣医学的証明書を発行しなければならない。

政府機関は、是認された方法で動物が個体識別され、疾病の伝播が回避できることを確認するものとする(補遺 3.4.3.を参照)。

公衆衛生上の理由から、輸入国政府機関は、ペットとしての飼育を目的とした靈長類の輸入を許可してはならない。

ある靈長類が、その種の本来の生息域内にある国から直接輸入される場合で、その健康に関する保証がきわめて限定的なものである場合、輸入国政府機関は獣医学的証明書よりも検疫手続に、より重きを置くべきである。原則的に、供給者や原産国政府機関による健康の保証が限定的であることが輸入の障害となつてはならないが、輸入後の検疫において非常に厳格な要求が課されるべきである。特に、検疫は補遺 3.5.1.に規定されている基準を満たさなければならず、諸検査が直ちに可能ではない、あるいはその意義が限定的な場合、検疫は疾病が伝播するリスクを最小限にするために十分な期間にわたって実施されなければならない。

輸入国政府機関は、永続的な獣医学的監視が行われている施設から輸入された靈長類について、当該動物が当該施設で生産され、または当該施設で少なくとも2年間保管されており、個体識別され、権限のある公務員によって正確な証明書が発行されており、その公式の証明書を補完する、動物個体とその由来する動物群の臨床経過についての証拠資料が完備されていることを条件に、検疫での要求を縮小することができる。

ズーノーシスのキャリアであることが知られている、あるいはそのように疑われる靈長類を輸入する必要がある場合、当該動物を受け入れることが承認されており、補遺 3.5.1.で設定された基準に合致した、輸入国の領域内の施設に当該動物を保管することを輸入国政府機関が要求することを条件として、当該輸入は本勧告のいずれによつても制限されてはならない。

2.10.1.3. 一般的証明と移動に関する要求

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

すべての靈長類について

1) 以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が:

- a) 個体識別されていること(個体識別の手段を証明書に明記するものとする); および
- b) 発送当日の健康診断により、健康で感染症の臨床症状を示しておらず、輸送に耐えうることが明らかであること;

2) 関連のあるすべての記録を国際獣医学的証明書に添付すること。これには個々の靈長類が、発送までの生涯において受けたすべてのワクチン、検査および治療の記録を含む;

3) 航空機による輸送の場合、国際航空運送協会(IATA)の「生きた動物の輸送に関する規定(Live Animals Regulations)」、線路あるいは道路を利用する輸送の場合、これと同等の陸上輸送に関する基準を遵守すること。

2.10.1.4. コントロールされていない環境由来の靈長類に対する検疫での要求

輸入国政府機関は野生またはその他の永続的獣医学的管理の下にない供給源からの発送に対し、以下の条件を要求するものとする:

1) 2.10.1.3.で言及されている証拠書類を提示すること;

2) 当該動物を補遺 3.5.1.の基準に合致した検疫所にただちに収容し、少なくとも 12 週間繫留すること;この検疫期間中に:

- a) すべての動物について毎日、不健康的徵候(signs of illness)の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと;

- b) 死亡するすべての動物に対して、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認さ

れた検査所での、徹底的な剖検が行われること;

- c)不健康や死亡の原因は、それが何であれ、当該動物が属していた群が検疫所から解放される前に確定されるべきこと;
- d)補遺 3.4.3.に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと:

(別紙の表 2.10.1.4.参照)

加えて、本章においてはその他のズーノーシス、たとえば麻疹、A型肝炎、サル痘、マールブルグ病やエボラ／レストン等の病原体については、検疫期間中に行う特定の診断法や治療のプロトコルについての勧告がなされていないが、輸入国政府機関はこれらの公衆衛生上の重要性を認識しなければならない。動物がこのような疾病に感染している場合、12 週間の検疫期間中に疾病的臨床的徴候を発見する作業が正確に実施されていれば、そのような病原体の多くについて、その輸入と蔓延を最も効果的にコントロールできることを輸入国政府機関は認識しなければならない。

ある種のウイルス性ズーノーシス、たとえばBウイルス病(ヘルペスウイルス B)については現行の診断法の信頼度は高くない。またその他のウイルスには、ヘルペスウイルスやレトロウイルスように潜伏性で比較的偏在しており、動物の種によっては終生感染するものがあるが、輸入の目的のために、それらに感染した動物を診断し、排除することは可能ではないかもしれない。それゆえ、そのような靈長類の取り扱いにあたっては、2.10.1.7 に規定されている防疫措置を厳密に適用することが人間の健康と安全を守るために必要である。

2.10.1.5. 獣医学的監視下にある施設由来のマーモセットとタマリンに関する証明と検疫での要求

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

獣医学的監視下にある施設由来のマーモセットとタマリンについて

1)その発送が 2.10.1.3.に規定されている要求と合致することを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。さらに当該動物が:

a)その由来する施設で生産された、あるいは少なくとも2年間そこで保管されていたこと;

- b) 永続的な獣医学的監視下にあり、微生物学的検査、寄生虫学的検査および剖検を含めた適切な健康モニタリングプログラムが実施されている施設に由来すること；
- c) 発送前の過去2年間に結核病の感染例が発生していない建物と囲い地で保管されていたこと；
- 2) 由来する施設で実施されている健康モニタリングプログラムについて記述すること；
- 3) 動物を補遺 3.5.1.に規定されている基準と合致した検疫所に少なくとも 30 日間繫留すること。そしてこの期間に：
- a) すべての動物について毎日、不健康の徴候の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと；
 - b) 死亡するすべての動物について、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること
 - c) 補遺 3.4.3.に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと：

(別紙の表 2.10.1.5.参照)

輸入国政府機関は、通常はウイルス性疾患および結核病についていかなる検査をも要求してはならない。しかし人間の健康と安全を確保するために、2.10.1.7.で勧告されているとおり、厳重な防疫措置が講じられなければならない。

2.10.1.6. 獣医学的監視下にある施設由来のその他の霊長類に関する証明と検疫での要求

輸出国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

獣医学的監視下にある施設由来の原猿、広鼻猿類のサル(新世界サル)、旧世界サル、ギボン及び類人猿について

1)その発送が 2.10.1.3.に規定されている要求と合致することを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。さらに当該動物が:

- a)その由来する施設で生産された、あるいは少なくとも2年間そこで保管されていたこと;
 - b)永続的な獣医学的監視下にあり、微生物学的検査、寄生虫学的検査および剖検を含めた適切な健康モニタリングプログラムが実施されている施設に由来すること;
 - c) 発送前の過去2年間に結核病の感染例が発生していない建物と囲い地(building and enclosures)で保管されていたこと;
 - d)結核病または狂犬病を含むその他のズーノーシスの感染例が、動物が保管されていた建物(building)内で発送前の過去2年間に発生していない施設(premises)に由来すること;
 - e)発送前の 30 日間に、少なくとも2週間の間隔をあけて、2回の結核検査を受け、それらの結果が陰性であったこと;
 - f)サルモネラ、シゲラおよびエルシニアを含む病原性腸内細菌群に関する検査を受けたこと;
 - g)内部寄生虫および外部寄生虫に関する検査と、これらに対する適切な治療を受けたこと;
 - h)B型肝炎ウイルスに関する検査を受け、現在の状況について証明する書類が作成されていること(ギボンと類人猿のみ);
- 2)動物を検疫所に少なくとも 30 日間繫留すること。そしてこの期間に:
- a)すべての動物について毎日、不健康の徴候の有無をモニターし、必要な場合は臨床検査を行うこと;
 - b)死亡するすべての動物について、理由の如何にかかわらず、この目的で利用することが承認された検査所での、徹底的な剖検が行われること;
 - c)不健康や死亡の原因は、それが何であれ、当該動物が属していた群が検疫所から解放される

前に確定されるべきこと；

- d) 補遺 3.4.3.に基づき、動物に対して以下の検査と治療を行うこと：

(別紙の表 2.10.1.6.参照)

輸入国政府機関は、通常はウイルス性疾患についていかなる検査も要求してはならない。しかし人間の健康と安全を確保するために、2.10.1.7.で勧告されているとおり、厳重な防疫措置が講じられなければならない。

2.10.1.7. 靈長類またはその体液、糞便及び組織に暴露される職員が遵守るべき防疫措置

検疫を終えた後であっても、ほとんどの靈長類が何らかのズーノーシスの病原体を保有していることは避けがたい。それゆえ関連当局は、職員が(剖検時を含めて)靈長類またはその体液、糞便及び組織に暴露される施設の管理者(management of institutions)に、以下の指針に従うことを奨励するべきである。

- 1) ズーノーシスの封じ込めと個人の安全に関連して、職員に靈長類、その体液、糞便および組織の適切な取り扱いについての訓練を施すこと；
- 2) 職員に、マカクとBウイルスの関係にみられるように、一定の種については、ある種のズーノーシスの病原体に終生感染しているものと見なすべきであることを通知すること；
- 3) 職員に対し、防護服の着用、感染をおこす可能性のある区域での飲食および喫煙の禁止を含む、個人レベルの防疫慣行を確実に遵守させること；
- 4) 結核病、病原性腸内細菌群、内部寄生虫およびその他必要と判断される病原体のモニタリングを含め、職員の健康のためのスクリーニングプログラムを実施すること；
- 5) 適切な予防接種プログラムを実施すること。たとえば破傷風、麻疹、急性灰白髄炎、狂犬病、A型およびB型肝炎、および靈長類が由来する区域に特有のその他の疾病に対するものを含む；
- 6) 狂犬病やヘルペスウイルスのように、咬傷やひつかき傷で伝染する可能性があるズーノーシスの

予防と治療についての指針を策定すること;

7)職員に対して、彼らが靈長類またはその体液、糞便及び組織を取り扱う業務に従事していることを明記したカードを発行し、職員が病気になった場合に医療機関にこれを提示できるようにすること;

8)動物の死体、体液、糞便及び組織は、公衆衛生に危害を及ぼさないような方法で処分すること。

表2.10.1.4.

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
B型肝炎	テナガザル(gibbons)及び大型類人猿	第1週目に初回検査、3週間から4週間後に第2回目の検査を実施。	HBe抗体およびHBs抗原に対する血清学的検査、および適切な追加的パラメーター。
結核病 (<i>Mycobacterium hominis</i> および <i>M. bovis</i>)	マーモセット、タマリン 原猿類、広鼻猿類のサル、旧世界ザル、テナガザルおよび大型類人猿	2?4週間隔で2回の検査を実施。 2?4週間隔で、少なくとも3回の検査を実施。	皮膚テストまたは血清学的検査。皮膚テストに関しては、ツベルクリン反応が最も信頼性が高く、他の方法と比較して、テストに対する反応のサイズが感染の強さと関連するという利点がある。マーモセット、タマリンまたは小型の原猿においては、皮膚テストは眼瞼よりも腹部の皮内で実施する。ある種(例:オランウータン)においては、結核病の診断のための皮膚テストで誤った陽性反応が出ることが知られている。ほ乳類と鳥類の精製ツベルクリン蛋白(PPD)を用いた比較試験、病原体の培養、X線撮影およびELISAが混乱を排除する。
その他の病原性細菌 (<i>Salmonella</i> , <i>Shigella</i> , <i>Yersinia</i> その他適切と認められるもの)	全種	到着後5日以内に3日間、連日実施。さらに少なくとも1回または2回の検査を2?4週間隔で実施。	糞便の培養。新鮮便または直腸スワブを直ちに培養するか、直ちに輸送用培地に納める。
内部および外部寄生虫	全種	少なくとも2回の検査を、1回目は検疫開始時、2回目は検疫終了近くに実施。	動物と寄生虫の種により適切と認められる検査法および駆虫処置を実施

表2.10.1.5

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
病原性細菌 (<i>Salmonella</i> , <i>Shigella</i> , <i>Yersinia</i> その他適切と認められるもの)	全種	到着後5日以内に3日間、連日実施。	糞便の培養(2.10.1.4の表の解説を参照)
内部及び外部寄生虫	全種	少なくとも2回の検査を、1回目は検疫開始時、2回目は検疫終了近くに実施。	動物と寄生虫の種により適切と認められる検査法および駆虫処置

表2.10.1.6.

疾病／病原体	動物のグループ	スケジュール	方法
結核病	全種	1回の検査を実施。	皮膚テストまたは血清学的検査(2.10.1.4の解説を参照)

実験用サル及び動物園展示用サルの自主検査結果

(1) 実験用サル

対象：2000年～2004年に輸入された 10,462 頭

結果：結核病	陽性個体	0頭	(0%)
細菌性赤痢	陽性個体	50頭	(0.5%)

資料提供：日柳参考委員（社団法人 日本実験動物協会）

(2) 動物園展示用サル

対象：1997年～2004年に輸入された 21 頭

結果：結核病	陽性個体	0頭	(0%)	※未実施 1頭
細菌性赤痢	陽性個体	0頭	(0%)	※未実施 2頭

資料提供：成島参考委員（社団法人 日本動物園水族館協会）